

【別添 2】児童発達支援における基本報酬の整理について

項番	事業所の体制			受給者の支給決定	算定する基本報酬
	施設等の区分	障害児施設区分	未就学児等支援区分		
1	児童発達支援センター	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所	非該当	611000：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
2				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
3				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
4			I	611000：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
5				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
6				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
7			II	611000：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
8				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
9				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
10		主として難聴児を受け入れる事業所 ※システムは、「主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所」とする。	非該当	611000：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
11				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	ロ 難聴児の場合
12				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
13			I	611000：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
14				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	ロ 難聴児の場合
15				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
16			II	611000：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
17				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	ロ 難聴児の場合
18				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
19		主として重症心身障害児を受け入れる事業所	非該当	611000：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
20				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
21				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ハ 重症心身障害児の場合
22			I	611000：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
23				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
24				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ハ 重症心身障害児の場合
25			II	611000：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
26				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
27				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ハ 重症心身障害児の場合

項番	事業所の体制			受給者の支給決定	算定する基本報酬	
	施設等の区分	障害児施設区分	未就学児等支援区分			
28	児童発達支援センター以外	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所	非該当	611000：児童発達支援基本決定	算定不可	
29				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	算定不可	
30				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	算定不可	
31			I	611000：児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1)主に未就学児	
32				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1)主に未就学児	
33				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1)主に未就学児	
34			II	611000：児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (2)上記以外	
35				612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (2)上記以外	
36				613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (2)上記以外	
37			主として重症心身障害児を受け入れる事業所	非該当	611000：児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1)主に未就学児
38					612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1)主に未就学児
39					613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ホ 重症心身障害児の場合
40				I	611000：児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1)主に未就学児
41					612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1)主に未就学児
42					613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ホ 重症心身障害児の場合
43				II	611000：児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1)主に未就学児
44					612000：児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1)主に未就学児
45					613000：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ホ 重症心身障害児の場合

※共生型事業所の場合は、体制等状況一覧表の「施設等区分」、「主たる障害種別」、「未就学児等支援区分」の区分の設定に関係なく、「へ」の報酬を算定する。
基準該当事業所の場合も同様に区分の設定に関係なく、「ト」の報酬を算定する。